

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス

重要事項説明書

（令和 07 年 9 月 25 日現在）

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1. 設置法人及びご利用事業所の概要

法 人 の 名 称	医療法人社団 五色会
代 表 者 氏 名	理事長 佐藤 仁
法 人 所 在 地	香川県坂出市加茂町 963 番地
法 人 連 絡 先	0877-48-2700
事 業 所 の 名 称	訪問看護ステーション Gステーション
事 業 所 番 号	3760390090
管 理 者 氏 名	玉井 一人
事 業 所 所 在 地	香川県坂出市加茂町 619 番地 1
事 業 所 連 絡 先	0877-48-0061
相 談 窓 口 及 び 連 絡 先	医療法人社団五色会 こころの医療センター五色台 医療相談課 0877-48-2700

2. ご利用事業者の従業員の職種、員数及び勤務形態

（1）管理者 看護師若しくは保健師 1名

管理者は、ステーションの従事者の管理及び指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（2）看護師等 保健師、看護師又は准看護士 常勤換算 2.5 名以上

看護師等は、訪問看護計画書又は指定介護予防訪問看護計画及び訪問看護報告書又は指定介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

（3）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当事

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

3. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日, 8 時 30 分～17 時 30 分 土曜日 8 時 00 分～17 時 00 分

（祝日及び 8 月 14～15 日, 12 月 31 日, 1 月 1 日～3 日を除く）

※ご利用者様がより安心してご自宅で暮らすことが出来るよう、24時間体制で電話等による相談や緊急時には必要となる適切な対応をおこないます。

代表：0877-48-0061（携帯1：080-2975-3797、携帯2：090-8970-8327）

4. 通常営業の実施地域

事業実施地域は、香川県全域（島しょ部を除く。）とする。

5. 利用者の個人情報の取扱いについて

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努める。
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

6. 事業所の情報開示について

利用者及びご家族の要望があれば、事業計画の情報を開示いたします。

またインターネットを通じて随時当事業所や当法人の方針を発信しています。

<https://goshikidai.or.jp>

<https://g-station.net>

7. 訪問看護（予防）サービスの内容

- ・身体の様子を観察し、その力や機能が発揮できるように生活過程を整えるためにお世話をします。援助内容は、
 - ① 生命の回復過程を促進する援助
 - ② 生命体に“害”となる条件・状況を作らない援助
 - ③ 生命力の消耗を最小にする援助
 - ④ 生命力の幅を広げていく援助
 - ⑤ 持てる力・健康な力を活用し高める援助
- ・認知症・精神障害者へのケア
 - ① ご本人・家族への信頼関係を早期に構築し、ご利用者さんの療養生活に寄り添う看護を提供します。
 - ② 病気に対する正しい知識を理解していただきます。
 - ③ ご本人・家族と共に強みを導き出す関わりを行い、BPSD の防止やケア方法を考え、家族の負担軽減を図り、安心できる家庭生活がおくれるよう支援します。
 - ④ その人らしい日常生活のペースづくりと活動づくりをおこないます。
 - ⑤ 内服治療が中断されないように支援します。
- ・必要な医療処置を行い、助言します。

- ① 床ずれの予防や手当
 - ② カテーテルなどの医療器具の管理
 - ③ 糖尿病や透析中の方などの食事や生活の指導
- ・予防的な関わりや他機関との連絡調整をします。
- ① 自主支援を目標とした介護方法を提供します。
 - ② 医師やケアマネージャー等関係機関と連携し、チームで在宅ケアを支援します。

8. 運営方針

- ・要介護高齢者の方や障害をもち在宅療養を送る方々に対し、心身の機能の維持回復に努め、住み慣れた地域社会や家族とその有する能力や状況に応じて、継続して安定した療養生活を送れるような看護を提供します。また、主治医や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な支援を心がけます。

★ご利用にあたってのお願い

1. 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について、内容の変更の生じた場合は必ずお知らせください。
2. やむを得ず訪問の予定を変更される場合には、必ず前日までに連絡をお願いします。
3. 契約書、重要事項説明書、同意書は重要な書類ですので大切に保管してください。

9. 利用料及びその他の費用

(1) 利用者負担金

- ・ご利用者からいただく利用者負担金は各種保険に基づき必要な訪問看護利用料金を請求いたします。（当月の利用合計額を翌月 10 日までにお知らせします。）訪問看護が開始される前に別紙の医療保険・介護保険の料金表で説明を行い、その同意をいただきます。

(2) 自費料金

- ・ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者の負担になります。

その他事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

10. 事故発生時の対応

- ① 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町村等の連絡を行い、必要な措置賠償を行います。
- ② 利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- ③ 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

11. 緊急時の対応

- ・事業者は、現に訪問看護を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、

必要に応じて臨時応急の手当てを行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

12. 相談窓口、苦情対応

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

医療法人社団五色会 こころの医療センター 五色台 患者サポート相談窓口
(月曜日から土曜日、午前8時30分～午後5時30分)
TEL 0877-48-2700

☆公的機関においても、苦情申し出ができます。

坂出市役所	坂出市健康福祉部 ふくし課 (高齢福祉係)(障害福祉係) TEL 0877-44-5007 坂出市健康福祉部 かいご課 (介護保険係) TEL 0877-44-5090 (地域包括支援センター) TEL 0877-44-5090
香川県国民健康保険団体連合会	香川県高松市福岡町二丁目3番2号 (香川県自治会館内) TEL 087-822-7431